

第4号様式

一般競争入札単体発注

入札説明書

「平成29年度所有者不明土地実態調査業務委託（所有者探索その5）」に係る入札等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 業務概要

- (1) 業務名 : 平成29年度所有者不明土地実態調査業務委託（所有者探索その5）
- (2) 履行場所 : 沖縄県地内
宜野湾市、糸満市、沖縄市、うるま市、南城市、大宜味村、
今帰仁村、伊江村、読谷村、嘉手納町、中城村、与那原町、
南風原町、粟国村、久米島町、八重瀬町
- (3) 業務内容 : 本業務は沖縄県内に存在する所有者不明土地の所有者探索業務である。
- (4) 履行期間 : 契約締結日の翌日（土、日、祝祭日を除く）から平成30年2月23日まで
- (5) 本業務は、入札手続き（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を紙ベースで行う。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 参加者に共通して求める要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - イ 沖縄県の平成29・30年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、業種区分：測量関係コンサルタントに登録された者。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記イの再認定を受けた者を除く。）。
 - エ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の最終日から入札日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
 - オ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - (ア) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - a 親会社と子会社の関係にある場合
 - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

キ 沖縄県内に本店があること。

(2) 実績及び管理技術者等の要件

ア 企業に関する要件

(ア) 2(2)イからエに挙げる基準を満たす管理技術者を当該委託業務に配置できること。

(イ) 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成19年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務1件以上の実績を有さなければならない。

a 同種業務：所有者不明土地の測量調査業務

b 類似業務：上記以外の公共事業における測量調査業務

（同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市、各整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績とする。）

（同種業務、類似業務とも設計業務として契約したものの中に測量業務が含まれているものも可とする。）

(ウ) 技術者の人数等に関する要件

「測量士」または「測量士補」の資格を有する技術者が10名以上在籍していること。

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

(ア) 管理技術者

「測量士」の資格を有するもの。

(イ) 担当技術者

「測量士」または「測量士補」の資格を有するもの。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 管理技術者

管理技術者は、平成19年度以降に完了した業務において、下記aもしくはbの実績を1件以上有すること。

a 同種業務：所有者不明土地の測量調査業務

b 類似業務：上記以外の公共事業における測量調査業務

（同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市、各整備機構、高

速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績とする。) (同種業務、類似業務とも設計業務として契約したものの中に測量業務が含まれているものも可とする。)

(イ) 担当技術者

担当技術者は、平成19年度以降に完了した業務において、下記aもしくはbの実績を1件以上有すること。

a 同種業務：所有者不明土地の測量調査業務

b 類似業務：上記以外の公共事業における測量調査業務

(同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市、各整備機構、高速道路株式会社の公共事業を実施する機関の実績とする。)

(同種業務、類似業務とも設計業務として契約したものの中に測量業務が含まれているものも可とする。)

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円以上、又は手持ち業務の件数が5件以上。

※手持ち業務量とは、平成29年5月19日現在（特定後未契約のものも含む）において管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

3 入札説明書に対する質問及び回答

競争参加資格確認申請書等を提出しようとする者は、書面により質問をすることができる。

(1) 問い合わせ先

ア 契約手続に関すること。

公告文4(5)アによる。

イ 上記(1)以外に関すること。

公告文4(5)アによる。

(2) 提出期間、提出方法、及び場所

ア 期 間 平成29年5月19日(金)から平成29年5月25日(木)まで

イ 受付時間 午前は9時から12時、午後は1時から5時

ウ 場 所 上記(1)による。

エ 提出方法 書面（別紙質問表）を持参、郵送、電送（メールやFAX）により提出すること。

(3) 回答の方法

ア 期 間 平成29年5月23日(火)から平成29年5月25日(木)まで

午前8時30分から午後5時15分まで(休日を除く)

イ 場 所 公告文4(5)アに示す場所。

4 入札手続等

(1) 競争参加資格確認申請書の提出等

ア 入札参加希望者は、2に掲げる入札参加資格の審査及び入札参加資格を得る

ため、次に従い競争参加資格確認申請書等を提出しなければならない。

イ 提出期間、提出場所及び方法

- (ア) 期 間 平成29年5月19日(金)から平成29年6月2日(金)まで
- (イ) 受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く、午前は9時から12時、
午後は1時から5時
- (ウ) 提出方法等 持参または郵送により提出。なお、郵送においては提出期間
内必着とする。
- (エ) 提出部数 1部
- (オ) 提出先 公告文4(5)アの場所。

ウ 競争参加資格確認申請書の作成方法

競争参加資格確認申請書は、別記様式により作成し、別記様式-1を表紙として提出すること。

エ 競争参加資格確認申請書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

(2) 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は持参により入札に望むこと。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

ア 入札日時、場所

入札日時：平成29年6月26日(月) 15時30分

入札場所：沖縄県庁5階 第1会議室

5 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって応札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行い、入札回数は2回（1回目の入札を含む）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。
- (5) 最低制限価格は設定しない。

7 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、業務名及び業務を履行する場所をこの業務の公告に従い

記入すること。

(3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。

(4) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届を郵送または持参により提出すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

イ 次のいずれかに該当する場合には、入札保証金を納める必要はない。

(ア) 過去2か年の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これを誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合。（別紙業務実績証明書を提出）

(イ) (ア)に該当する者以外の者で保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合

ウ 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

エ イに該当する者以外の者については、一般競争入札参加資格確認結果通知日以降に沖縄県総務部管財課より連絡する。

オ イの(イ)で締結した入札保証保険契約の書面の提出日時については、一般競争入札参加資格確認結果通知日以降に沖縄県総務部管財課より連絡する。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び委託契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が确实と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

9 配置予定技術者の確認

TECRIS等により配置予定技術者の配置違反及び手持ち業務量の制限の違反等の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、競争参加資格確認申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる要件を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

10 その他留意事項

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資

本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

- (3) 競争参加資格確認申請書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。なお、提出された競争参加資格確認申請書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された競争参加資格確認申請書は公開しない。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。